

南城市立図書館電子書籍導入業務 仕様書

1. 業務名称

本業務の名称は、「南城市立図書館電子書籍導入業務」とする。

2. 業務目的

外出抑制時等に在宅で過ごす時間を豊かなものとし、また「新しい生活様式」に対応するため、自宅に居ながらにしてスマートフォンやタブレット、PC等の機器で電子書籍の貸出・返却が出来るようにし読書環境を充実させること。

また、児童生徒が自宅で電子図書館を利用し、学習等が出来るようにすることを目的とする。

3. 業務の概要

- (1) 業務の場所 南城市立図書館
- (2) 業務期間 契約締結日の翌日から令和3年3月19日まで
- (3) 利用対象者 南城市内に在住、または在勤・在学の者とする。
- (4) 業務範囲
 - ① 電子図書館システムの導入
 - ② 電子図書館システムの維持管理(サービスの提供及びセキュリティ対策等)
 - ③ 電子書籍の提供
 - ④ 電子図書館の利用促進に係る支援
 - ⑤ その他電子図書館業務の目的達成に必要な業務
 - ⑥ その他提案

4. システム構築仕様

- (1) システム構成
 - ①クラウド方式とし、維持管理費用の削減及び管理の簡素化を図ること。
 - ②閲覧端末として、パーソナルコンピュータ(OS:Windows 及びMac、Google Chrome OS)及びスマートフォン・タブレット(OS:ios 及びAndroid、Google Chrome OS)に対応していること。
- (2) 安定稼働
システムの障害、機器の故障に備え、サービスが停止しないような構成とすること。

5. システム導入業務

- (1) 利用者がインターネットを経由し、電子図書館サイトに接続、ID、パスワードを入力することで、電子書籍の検索・貸出・閲覧・返却ができること。
- (2) 24時間いつでも、どこからでも電子書籍を借りることができること。

- (3) しおり、ハイライト、メモ機能を搭載しており電子書籍を返却しても履歴が残り再貸出しをすると再現できること。
- (4) 南城市の郷土資料や行政資料など独自資料を登録、一元管理し、図書館利用者に配信する事が出来る様にする事。
- (5) 既設の図書館システムに、利用者履歴のデータや統計資料等を(CSV 等で)活用できる形式で提供できる機能を有すること。
- (6) 期限設定なし、有期限、貸出回数等様々なライセンス形態の電子書籍に対応できること。

6. 電子書籍の提供

- (1) 電子書籍の冊数については約 700 冊とする。
- (2) 全年代に対応した内容であること。
- (3) 児童生徒が宿題や調べ学習で利用できる内容の書籍が多数あること。
- (4) ベストセラー・名作・人気本など長期間愛読される内容であること。
- (5) 身体の不自由な方向への朗読機能付き等の内容であること。
- (6) 地元発行の資料も掲載可能であること。
- (7) 書籍は新刊本や人気本が多数あり、利用者の需要が期待できるものであること。(和書中心の読みやすいもの)

7. 提案の内容

- (1) 電子書籍のコンテンツについて
 - ① 辞典・事典・図鑑・年間統計等レファレンスに関するもの・・・1割
 - ア 児童生徒が宿題や調べ学習等で利用できる書籍があること。
 - イ 図鑑は写真等が多くあること。
 - ② ①以外の0歳から児童書・・・2割
 - ア 赤ちゃん絵本、幼児絵本、子育て支援関係の本があること。
 - イ タブレット等を利用した読み聞かせが出来る絵本が多数あること。
 - ウ 小学生向けの児童本があること。
 - エ 昔話、民話等があること。
 - ③ ①②以外のYA(ヤングアダルト)向け・・・2割
 - ア 中学生・高校生向けの本があること。
 - ④ ①②③以外の一般向け・・・4割
 - ア ベストセラー・人気ランキング・名作などがあること。
 - イ 若者から年配の方向への幅広い内容であること。
 - ウ ビジネス・実用書(雑誌は除く)が幅広くあること。
 - ⑤ 朗読機能付きなど身体の不自由な方向・・・1割
 - ア 視覚・・・背景色・文字色・文字の大きさ等変更可能であること。
 - イ 聴覚・・・音声読み上げ・スピード調整ができること。
 - ア・イについては変更の可否をご記載ください。

(2) 機能、サポート面について

① 地元発行資料等の掲載について

- ア 自治体、地元団体等が作成したデジタルデータを掲載できること。
- イ PDF、動画・音声ファイル、Flash等、Webブラウザ上で再生できること。
- ウ ログイン不要で、同時に何人でも読めること。
- エ 地域の情報発信ツールとして活用できること。
- オ 提供できる容量を提示すること。

② 操作性、コンテンツの閲覧、対応するOS、動作環境等について

- ア 見やすく、PCが苦手な方や初見でも分かりやすく操作しやすくなっていること。
- イ クリック数をなるべく少なく目的の本にたどり着けること。
- ウ 文字の拡大機能、音声読み上げ機能があること。
- エ 全文検索機能など利用者にとって便利な機能であること。
- オ 新着リスト、おすすめ、特集、お知らせ等の機能があること。
- カ 各種集計・統計機能が充実していること(CSV等書出し機能があること)。
- キ 高スペックなPC環境でなくても閲覧できること

③ 不具合等が生じた際、迅速に対応できる体制を確保すること。

8. 操作研修

- (1) 図書館職員に対して、システムの操作方法等の研修を行うこと。
- (2) 研修に必要な操作説明書は、受託事業者で準備すること。

9. 維持管理業務

(1) サービス提供時間

毎日24時間サービスが利用できること。ただし、やむを得ずメンテナンス等でサービスを停止する場合は、停止時間を可能な限り短時間とすること。

(2) サポート及び障害対応

- ① システム導入業務及び維持管理業務において、障害等の不具合が発生した場合は速やかに不具合解消の対応を行うこと。
- ② 障害発生時には、迅速に対応すること。

(3) データ所有権

本業務で管理する利用者に関する各種データ及び市の独自資料のデータについては、その所有権は南城市に帰属するものとする。

10. その他

- (1) 本仕様書に明記されていない事項及び疑義が生じた場合は、市教育委員会担当者と協議し指示に従うこと。
- (2) 業務の実施にあたっては発注者と綿密な連絡をとりその指示に従うこと。

と。

(3) 必要に応じて報告書を作成し、進捗状況を報告するものとする。

1 1. 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

委託業務の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認めるときは、事前に発注者の承認を受けたうえでその一部を委託することができる。

(3) 個人情報の取り扱い

業務の実施に伴い個人情報を取り扱う場合は、南城市個人情報保護条例に掲げる事項を遵守しなければならない。

(4) 守秘義務

受託者は、委託業務を行うにあたり、業務上知りえた秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

1 2. 成果品

(1) 導入した電子書籍のリスト（エクセルデータ及び紙ベース）

(2) 業務完了報告書

(3) システム操作マニュアル

(4) 地元発行資料等の電子書籍化されたもの